

通信サービスの 課題と対策

平成22年3月10日

弁護士 稲垣隆一

自己紹介

[1] 経歴

- ・ 早稲田大学法学部卒業
- ・ 東京地検検事等を経て弁護士登録(第二東京弁護士会)
- ・ 海事補佐人
- ・ 税理士(東京税理士会京橋支部)
- ・ ISMS主任審査員登録
- ・ 日本システム監査学会個人情報保護専門監査人

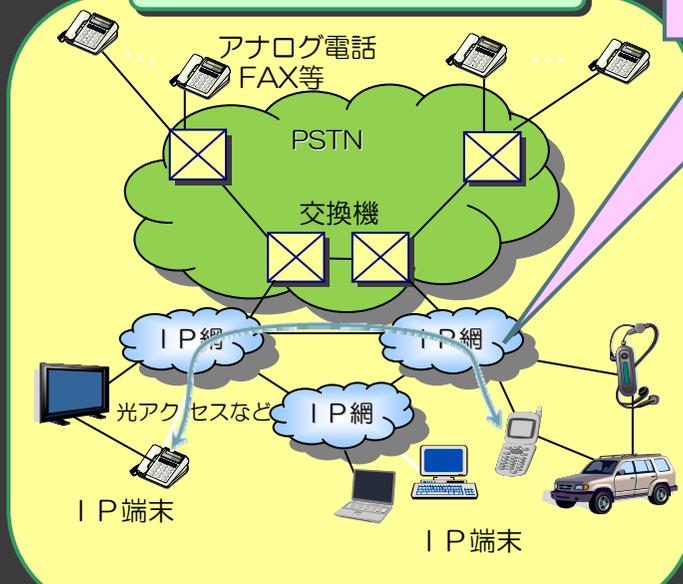


[2] 社会的活動(現在)

- ・ 第二東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者
- ・ 内閣官房(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・情報セキュリティ政策会議重要インフラ専門委員会委員)
- ・ 総務省(セキュリティWG委員)
- ・ 警察庁
(総合セキュリティ対策会議委員・インターネットホットラインセンター運営委員)
- ・ 中野区(情報公開審査会・個人情報保護審査会委員)
- ・ 杉並区(住民基本台帳ネットワークシステム調査会議委員)

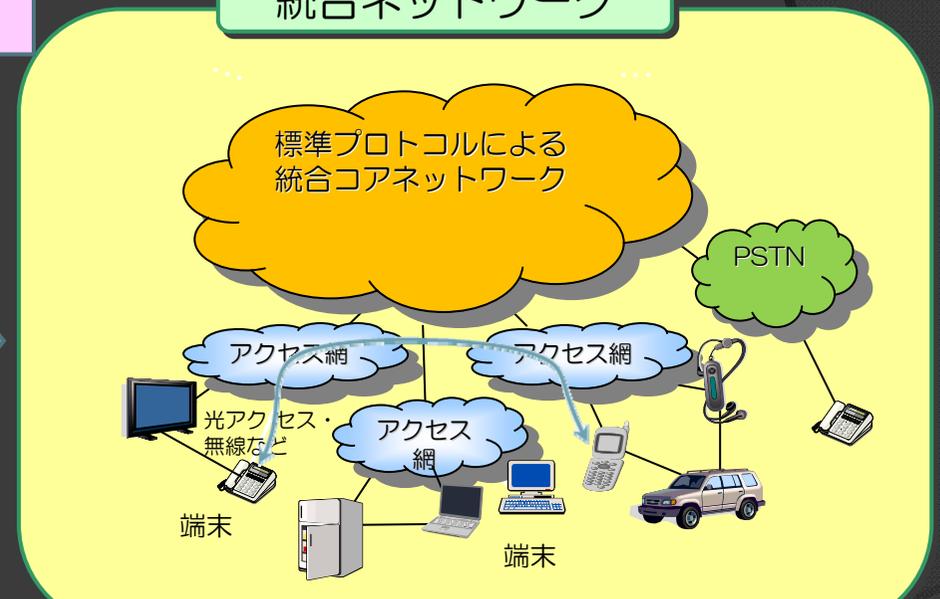
現状のネットワークの課題と今後の展望

複合ネットワーク



現状の仕組み・役割分担の明確化

統合ネットワーク



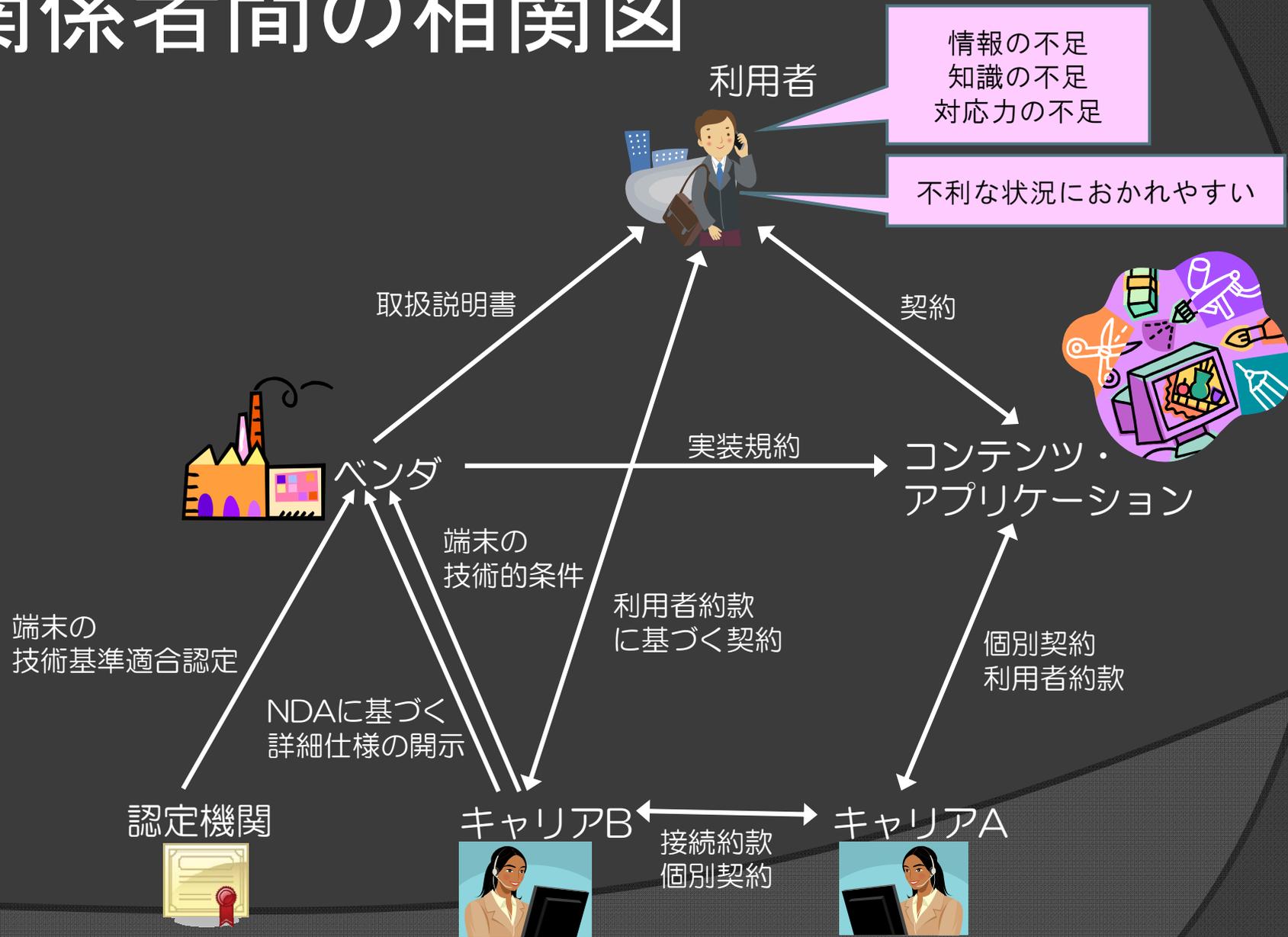
従来の電話網とIP網が併存
全ての端末同士が通信できるわけではない
IPv4ではアドレス領域が狭いため多くの端末を収容できない

IPv6あるいは新世代NWの新標準技術を利用した統合網
全ての端末間で自由な通信が可能
地球上の全ての通信可能な機器を収容できる広いアドレス領域

現在

将来予測

関係者間の相関図



何がどう変わるのか

- ◎ 何を実現するのか
 - 通信そのもの→通信を利用した社会的機能
- ◎ 何が変わったのか
 - 提供する役務の量の変化が質の変化を生む
 - 手段提供から結果提供へのパラダイムシフト
- ◎ 何をなすべきか
 - 機能保障
 - 安心安全
- ◎ 何が変わるのか
 - 責任原理 原因なくして責任なし→利益あるところに責任あり
 - 責任負担順序の組み替え 利用者優先 責任分担はあと
 - 消費者も応分の負担

適合性原則 (Suitability Rule)

◆金融業界の規制から生まれた考え方

金融商品の販売業者は、投資家に対して、商品に対する十分な説明や情報公開を行うことが求められる。

◆自己責任原則の土台

適切な知識と能力を前提としなければ、適切な契約とは言えず、提供者側の瑕疵を問われても止むを得ないという考え方

◆通信サービスへの一般化

「一定の条件を満たした相手・環境に対してのみ、サービスを提供する」

◆受益の公平性との両立も重要

知識・環境がデジタルデバイドの要因になってはならない

◆一定の条件で「保護されるべき消費者」の考え方が必要